

令和5年度

熊本県支部
定期総会資料

令和5年6月25日

駒澤大学教育後援会 熊本県支部

令和5年度

駒澤大学教育後援会 熊本県支部定期総会次第

日時 令和5年6月25日（日）午前9時30分

場所 アークホテル熊本城前

1. 開会
2. 支部長挨拶
3. 来賓挨拶（駒澤大学教育後援会 副会長 鈴木由美子様）
4. 議長選出
5. 議事

第1号議案 令和4年度事業報告

第2号議案 令和4年度収支決算及び監査報告

第3号議案 令和5年度支部役員改選

第4号議案 令和5年度事業計画

第5号議案 令和5年度収支予算

その他 熊本県支部会則及び旅費規程

令和4年度 熊本県支部事業報告

開催日	行事内容	会場	備考
5月14日	教育後援会定期総会	駒澤大学講堂	
5月28日	熊本県支部役員会	熊本市青年会館	新役員顔合わせ 支部総会打合せ
7月10日	熊本県支部定期総会 駒澤大学教育後援会懇談会	メルパルク熊本	
7月30日	熊本県支部役員会	ロイヤルホスト(南熊本店)	執行部引継ぎ
9月23日	熊本県支部役員会	吉田(宇城市)	支部会員交流会に向けた打合せ
10月	一泊参禅研修会	曹洞宗大本山總持寺	参加者なし
11月22日	熊本県支部会員交流会	天草海鮮萬満(熊本市)	
12月17日	熊本県支部役員会	樹(宇城市)	熊本城マラソン応援の打合せ
1月13日	新年賀詞交歓会	ホテルニューオータニ	
2月18日・19日	・熊本県支部役員及び本部役員の交流会 ・熊本城マラソン・熊日30キロロードレース応援 ・会員懇親会	・スペインバル1番(熊本市) ・鶴屋東館入口付近沿道 ・磯鷺之庄(熊本市)	
3月4日	熊本県支部役員会及び会計監査	不知火倶楽部(宇城市)	

令和4年(2022年)度収支決算書

(2022年4月1日～2023年3月31日)

駒澤大学教育後援会熊本県支部

収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	増減額	備考
補助金	200,000	200,000	0	本部より
事業助成金	100,000	105,000	5,000	本部より(事業費助成)
負担金収入	40,000	17,000	-23,000	参加者負担金
雑収入	0	0	0	預金利息
前年度繰越金	10,000	10,000	0	
合計	350,000	332,000	-18,000	

支出の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	不用額	備考
会議費・渉外費	30,000	68,615	-38,615	役員会会場等
通信運搬費	25,000	2,980	22,020	案内状送付代等
印刷費	10,000	1,560	8,440	コピー代
消耗品費	5,000	1,635	3,365	文具・備品代
旅費交通費	170,000	123,300	46,700	役員交通費等
事業費	100,000	97,033	2,967	交流会等
予備費	10,000	0	10,000	
余剰金返金	0	26,877	-26,877	本部へ
合計	350,000	322,000	28,000	

332,000(収入合計) - 322,000(支出合計) = 10,000

次年度繰越金 ¥10,000

上記のとおり、報告いたします。

事務局(会計) 相澤 由美子

監査報告書

令和4年度(自:令和4年4月1日~至:令和5年3月31日)
における預金通帳・金銭出納帳・その他関係資料一切を監査
した結果、適正に処理・記載されていることを認める。

以上

令和5年3月4日

監事

野田和哉



監事

藤森利弘



令和5年度 熊本県支部役員改選

旧役員		
役職	氏名	学年
支部長	福田 伸二	4
副支部長	田中 清法	2
事務局長	相澤 由美子	4
理事	末永 智久	1・4
理事	吉田 史織	3
理事	上野 由理	3
理事	坂本 謙三	2
理事	興梠 信幸	3
理事	白砂 昌一	2
監事	野田 和哉	4
監事	藤森 利弘	2

新役員		
役職	氏名	学年
支部長	田中 園	3
副支部長	梅田 和宏	2
事務局長	荒木 めぐみ	2
理事	福元 寛	4
理事	坂本 謙三	3
理事	白砂 昌一	3
理事	黒田 将司	2
理事	安田 悦子	2
理事	末永 智久	2
監事	藤森 利弘	3
監事	上野 由理	4

顧問	福田 富美代	
顧問	上野 重智	

令和5年度 熊本県支部事業計画

開催日	行事内容	会場	備考
5月13日	教育後援会定期総会	駒澤大学講堂	支部長・副支部長対応
6月3日	熊本県支部役員会	熊本市上通町 FU TENG TENG	新役員顔合わせ 支部総会打合せ
6月25日	・熊本県支部定期総会 ・駒澤大学教育後援会懇談会	アークホテル熊本城前	
8月～9月	熊本県支部会員交流会	未定	
10月	一泊参禅研修会	大本山永平寺	教育後援会厚生部 会員研修会
12月	熊本県支部役員会	未定	熊本城マラソン応援の打合せ
1月	新年賀詞交歓会	未定	支部長・副支部長対応
	熊本県支部役員会	未定	熊本城マラソン応援の打合せ
2月	・熊本県支部役員及び本部役員との交流会 ・熊本城マラソン熊日30キロードレース応援 ・会員懇親会		
3月	熊本県支部役員会及び会計監査	未定	令和6年度新役員案立案

令和5年度 収支予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

駒澤大学教育後援会熊本県支部

収入の部

(単位 円)

項目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
補助金	200,000	200,000	0	本部より
事業助成金	100,000	100,000	0	本部より(事業費助成)
負担金収入	0	40,000	-40,000	参加者負担金
雑収入	0	0	0	預金利息
前年度繰越金	10,000	10,000	0	
合計	310,000	350,000	-40,000	

支出の部

(単位 円)

項目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
会議費・渉外費	60,000	30,000	30,000	役員会会場等
通信運搬費	10,000	25,000	-15,000	案内状送付代等
印刷費	5,000	10,000	-5,000	印刷代
消耗品費	5,000	5,000	0	文具・備品代
旅費	120,000	170,000	-50,000	役員旅費 一泊参禅研修会助成
事業費	100,000	100,000	0	熊日30キロロードレース応援会等
予備費	10,000	10,000	0	
余剰金返金	0	0	0	本部へ
合計	310,000	350,000	-40,000	

※一泊参禅研修会の助成金は、参加人数によって変動します。

駒澤大学教育後援会 熊本県支部会則

(名称及び所在地)

第1条 本支部は、駒澤大学教育後援会熊本県支部（以下「支部」という。）と称し、所在地を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密な連携を図り、その教育的効果の向上に協力するとともに、併せて会員相互の親睦並びに学生の勉学と福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 支部は、大学に在学する全学年の保護者または保証人をもって組織とする。

(事業)

第4条 支部は、第2条に定める目的を達するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。

- (1) 総会、研修会、講演会等
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 (1人)
- (2) 副支部長 (1人)
- (3) 理事 (若干名)
- (4) 監事 (2人)
- (5) 事務局長 (1人)

(役員を選出)

第6条 役員は会員の中から選出し、総会の議を経るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を掌理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整にあたるものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときには、これに代わる。
- (3) 理事は、支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4) 監事は、会務及び会計を監査し、必要があるときには役員会の招集を要求することができる。
- (5) 事務局長は、支部長の指示を受け、事務処理にあたる。

(役員会)

第8条 役員は役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。

- (1) 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他の必要な事項を審議するとともに、緊急で事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
- (2) 前項による場合は、支部長はその経過を総会に報告し、追認を受けなければならない。
- (3) 役員会がある時は、駒澤大学教育後援会熊本県支部旅費規程に基づき、交通費を支給する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問・特別顧問)

第10条 本会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、役員会の推薦により支部長が委託し、支部運営について支部長の諮問に応じる。ただし、顧問の任期は1年とする。
- (2) 特別顧問は、役員会の推薦により総会の議を経て、支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第11条 支部の経費は、支部活動助成金及びその他(参加費等)をもって支弁する。

(会計年度)

第12条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

第13条 総会は年1回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

- (1) 支部長は、会長に本部役員若干名の出席を要請することができる。
- (2) 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

(議決)

第14条 支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃については、総会及び、臨時総会の議を経なければならない。ただし、本部の会則と異なる改廃を行う場合は、本部の承認を得るものとする。

(適用の特例)

第16条 この会則に定めのないものは、すべて役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附 則

1. 本会則は、平成20年2月23日より施行する。
2. 本会則は、平成21年8月30日より施行する。
3. 本会則は、平成22年7月25日より施行する。
4. 本会則は、平成23年7月31日より施行する。
5. 本会則は、平成26年7月31日より施行する。
6. 本会則は、平成30年6月 3日より施行する。
7. 本会則は、令和4年7月10日より施行する。
8. 本会則は、令和5年6月25日より施行する。

駒澤大学教育後援会熊本県支部旅費規程

第1条 本規程は、駒澤大学教育後援会熊本県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。

2 旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。

第2条 旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。

- (1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
- (2) 当支部役員会
- (3) 当支部総会
- (4) 当支部の行う行事
- (5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第3条 旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。
なお、本部が支給する旅費との重複支給は認めない。

第4条 支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号の定めにより支給する。

(1) 交通費

交通費は、次のとおりとする。

- ① 県内 2,000 円
- ② 県外 必要最低限の実費

(2) 日当

- ① 半日（4時間以内） 1,000 円
- ② 1日（4時間超） 2,000 円

(3) 宿泊費

宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊 10,000 円を限度額とする。この認定は支部長があたるとする。

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、必要に応じて領収書を支部長に提出しなければならない。

第6条 特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第7条 この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 3 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。